

公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターにおける
ハラスメントの防止に関する基本方針

職場及び就業場所（以下「職場等」という。）におけるハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、職場等全体の秩序を乱すばかりでなく、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはなりません。

センターは、職員・会員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場等の環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

1. センターは、下記のハラスメント行為を容認しません。
 - (1) パワーハラスメントに類する行為
 - (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
 - (4) その他、職務等に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場等の環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為
2. この方針は、職員・会員のみならず顧客、取引先等、当センターに関係するすべての方を対象にします。
3. ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、職員・会員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。
4. ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、規程に則り迅速かつ適正に対応します。
5. 苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。
 - (1) プライバシーや人権の尊厳
 - (2) 問題処理に必要な場合を除き、知りえた相談内容等の秘密の保持
 - (3) 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止
6. ハラスメントに関する言動を行った者には、定款、会員就業規約、職員就業規則、嘱託職員就業規則に基づき厳正に対処を行います。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
7. ハラスメント防止対策について、定期的な見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

令和6年12月23日

公益社団法人 鹿角地域シルバー人材センター